

【計画のポイント】

<目的>

- 本計画は、加賀市の教職員が「子どもの教育に向き合う幸せ」「家族や自分限りの大切な時間を過ごす幸せ」を両立させること、それによって子どもにもいい影響を与えていくことを目指し、教員、ひいては学校に勤務する者全体の健康・福祉の更なる増進を図るもの。

<指標>

- 計画期間中速やかに以下の指標を達成することを目指し、達成次第、更なる改善に向けた新たな指標の設定に関する検討に着手する。
 - ①毎年度の教員一人当たり平均の時間外在校等時間を360時間以下にする
 - ②時間外在校等時間が80時間を超える月がある者をゼロにする

<取組方針>

- 業務改善に「魔法の杖」は存在しない、「余白づくりなしに授業づくりも学校づくりもできない」という基本姿勢の下、あらゆる校務・行事等について、子どものために、教育目標に即して真に必要なかという観点から、削減・廃止や小さな改善の積み重ねを図る。

※具体的な取組は別途定める「全校共通 校務改善確認シート」、「みんなの時間を生み出す校務DXアクションシート」及び「教育委員会における支援・検討リスト」を参照。

- 以下の3項目については、一律に時間を短くしようとするのが「先生の幸せ」に単純に結びつくわけではないという認識を持ちつつ、それぞれの目的と状況に応じて、指標の達成のためのきめ細かな業務量管理を行う。
 - 授業づくり・授業研究・研修
 - 児童生徒への個別の支援
 - 生徒指導事案に関連する又は発展し得る案件に係る保護者との早期からの相談等
- あわせて、時間外在校等時間の他に「先生の幸せ」に大きく関わるものとして、学校組織の心理的安全性の確保等のための取組について、市教育委員会が中心となって検討を進める。

【目次】

1. 本計画の趣旨
2. 本計画の期間
3. 時間外在校等時間の現状
4. 時間外在校等時間に係る指標
5. 学校関係業務改善のための具体的な取組
6. 学校組織の心理的安全性の確保等に関する取組方針

1. 本計画の趣旨

加賀市教育委員会は「2026-2030 加賀市 教育ビジョン」(令和8年2月公表)において「先生も幸せに」を掲げ、「子どもの『今』も『未来』も幸せにする、そんな教育に向き合う幸せ。そして家族や自分限りの大切な時間を過ごす幸せ。両方がのびのびと追求できて子どもにもいい影響がある、学校をそんな職場にしていきます」としている。

また、法律及び国の指針(※1)において、各教育委員会は、教員の時間外在校等時間に関する指標を設定した「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定すること等とされている。

本計画は、これらに基づく法定計画として、

- ①時間外在校等時間に関する指標(※2)
- ②学校関係業務類型ごとの業務効率化・改善の方策
- ③学校組織の心理的安全性の向上などに関する取組方針

等を示し、教員、ひいては学校に勤務する者全体の健康・福祉の更なる増進を図るものである。

※1 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)」及び「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和7年文部科学省告示第114号)」

※2 学校関係者(市及び市教委、各学校、国、県等)の取組状況を総合的に示す成果指標であることに留意

2. 本計画の期間

令和8年度～令和11年度

3. 時間外在校等時間の現状

加賀市は、これまでも学校の業務削減・働き方の改善に積極的に取り組んできている。

令和4年度から令和6年度における教員の平均時間外在校等時間は表のとおりである。

| 校種 | 年度 | 年平均(時間) |
|-----|------|---------|
| 小学校 | R6年度 | 35.3 |
| | R5年度 | 38.2 |
| | R4年度 | 38.6 |
| 中学校 | R6年度 | 49.4 |
| | R5年度 | 48.3 |
| | R4年度 | 49.0 |

また、令和7年度においては、小中学校とも、前年度の同じ時期と比べ、教員の平均時間外在校等時間は減少傾向にある。

4. 時間外在校等時間に係る指標

- 3. の状況等を踏まえ、市教育委員会及び学校の適切な業務量管理によって達成を目指すものとして、以下の指標を設定する。
- なお、本指標は、「先生の幸せ」及びそれによるより良い教育を実現するための手段の1つとして設定するものであり、「時間が短ければそれで良い」「集計対象者にだけ配慮すればよい」等の考え方に立つものではない。
- また、児童生徒からの相談や重大事態への対応など、教職員のみの判断によって打ち切るべきでないもの等について、機械的な時間の短縮を求めるものではない。
- 加えて、学校の業務量は、市教育委員会以外の者の取組等の影響も受けるものであることに留意しながら、状況に応じて対応を随時検討する必要がある。

【指標】

計画期間中速やかに以下の指標を達成することを目指し、達成次第、更なる改善に向けた新たな指標の設定に関する検討に着手することとする。

- ①毎年度の教員一人当たり平均の時間外在校等時間を360時間以下にする
- ②時間外在校等時間が80時間を超える月がある者をゼロにする

- なお、個人の特定につながるおそれ等を考慮し、公表は行わないが、
 - いわゆる3主任(教務主任、研究主任及び生徒指導担当)及びそれに準ずる立場の者
 - 特別支援学級担任など、個別のカテゴリごとの時間外在校等時間の集計・分析も実施する。
- 集計の対象は、フルタイムの勤務の者であって、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師のいずれかに該当する者(育児休業等によって年度始期又は途中から年度末まで勤務しなかった者を除く)とする。

5. 学校関係業務改善のための具体的な取組

(1) 全業務に共通する取組

1. 学校は、別途定める「全校共通 校務改善確認シート」、「みんなの時間を生み出す校務DXアクションシート」及び市教育委員会の支援を活用し、業務の総量を削減する。また、校務分掌において、
 - 時間外在校等時間の偏り
 - 独自性の高い業務を1人で担当することの負担感・孤独感(例えば、特別支援学級が1学級である学校における当該学級担任事務や、教頭の事務など)等について十分配慮する。
2. 市教育委員会は、別途定める「教育委員会における支援・検討リスト」のとおり、業務の総量の削減のための支援及び環境整備に取り組む。また、学校への伴走支援(※3)やICTサポーターによる支援等の中で、引き続き、業務改善についても随時対応を実施する。あわせて、その中で生まれた好事例については、引き続き、市教育委員会から全学校に共有する。
3. 学校・市教育委員会とも、一つの取組で劇的に時間外在校等時間が縮減される「魔法の杖」は存在しないというマインド、「余白づくりなしに授業づくりも学校づくりもできない」というスタンスを共有し、ワンチームとなって、小さな改善の積み重ねに努める。改善に当たっては、失敗を恐れずにチャレンジを重ね、「前例があるか無いかだけを判断基準にしない」ことを旨とする。
4. 計画を踏まえた各学校の業務改善等の基本的な方針については、法律の規定(※4)に基づいて、コミュニティ・スクール(CS)における承認事項となることも踏まえ、CS等を通じて、地域など幅広い関係者の理解・協力の促進等を図る。

※3 学校の目標・やりたいことを実現するための教育委員会職員によるサポート。服務監督のための一方的指導・指示伝達ではなく、「一緒に悩み、考える」「やり方ではなく、視点や問いを渡す」こと等を通じて、学校の「潜在力」「自走する力」等を引き出すことを目的とする。

※4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5第4項

(2) 国の19分類に準じた学校関係業務ごとの基本的な方針

①～⑱の分類は国が示す学校関係業務の分類に準じたもの(順序等は異なる)であり、授業時間中の取組を含まない。

①行事・会議等(教員が所属する任意団体による学校関係活動を含む)

ア 行事・会議等の数の削減に関すること

- 教育目標に即して不要な行事・会議等は、長年続けているか否か等にかかわらず、関係者に事前説明の上、原則として全て削減・廃止する。また、教育目標を実現するための主たる場は授業であることを踏まえ、「行事等に追われて、児童生徒が授業中落ち着か

ない」といった状況等にある場合は、授業づくりの時間の確保のためにも、当該行事等の廃止や時期変更を積極的に検討する。

イ 行事・会議等の企画と実施における細部の創意工夫に関すること

- 企画と実施の度に前例を踏襲することなく改善を進め、
 - 学校単位で取りまとめる必要のない事務を廃止する
 - 文字起こしや要約等において生成AI等のツールを積極的に活用する等の取組により、事前準備及び事後作業を含めて費やす時間を最小限とする。

②授業づくり・授業研究・研修

- 引き続き、業務負担軽減に資する人員の確保・活用及びICTツール等の導入・活用に努めるとともに、事務の継続的な見直しを図る。
- 市教育委員会が主催する研修等においては、引き続き、対話や考察を研修等の中に盛り込み、気づきや今後の行動等については研修時間内に具体的にまとめることとして、原則、事後の一律のレポート等は課さない。
- 特定分野の専門性等が求められる授業については、その内容と教育上の目的等を十分に考慮した上で、外部人材の適切な活用を推進する。
- その上で、
 - 時間外在校等時間の縮減は、「先生の幸せ」及びそれによるより良い教育を実現するための手段の1つであること
 - 授業づくりに関する創意工夫や対話、それによる資質能力の向上・児童生徒理解の増進・児童生徒の変容の実感等もまた、「先生の幸せ」に大きく寄与すると考えられること
 - 計画期間中における必要な研修や学校における準備等の内容は、学習指導要領改訂の具体的な内容に影響されること等を踏まえ、本項目については、一律に時間を短くしようとすることが「先生の幸せ」に単純に結びつくわけではないという認識を持ちつつ、時間外在校等時間を含めたそれぞれの状況に応じて、指標の達成のためのきめ細かな業務量管理を行う。
- なお、他自治体からの視察等については、授業の在り方等について外部の視点を用いて客観的に振り返る機会として活用することで、効果的かつ効率的な授業づくり等に資することから、市教育委員会は、引き続き、特定の学校に負担が集中しないよう配慮しながら、学校の授業づくり等を進める場の1つとして視察等を調整する。

③児童生徒への個別の支援

- 引き続き、関係機関が連携し、また学校において学級担任等のみに対応を任せることなく、多様な関係者が一人一人の児童生徒・保護者の心や環境に寄り添って対応することで、学校内外のコミュニケーションの学びの場・居場所を充実させ、教職員の心身の負担を可能な限り軽減する。
- その上で、
 - 時間外在校等時間の縮減は、「先生の幸せ」及びそれによるより良い教育を実現するための手段の1つであること
 - 児童生徒への個別の支援や関係づくり、それによる資質能力の向上、児童生徒理解の増進及び児童生徒の変容の実感等もまた、「先生の幸せ」に大きく寄与すると考えられること
 - 児童生徒からの相談や重大事態への対応等については、教職員のみでの判断によって打ち切るものではないこと

等を踏まえ、本項目については、一律に時間を短くしようとすることが「先生の幸せ」に単純に結びつくわけではないという認識を持ちつつ、時間外在校等時間を含めたそれぞれの状況に応じて、学校全体として真摯に対応する。

④保護者の悩み等への的確な対応

- 引き続き、保護者の悩み等が大きくなる前の段階から、学校全体として正確な把握・相談・解決に努める。特に、生徒指導事案に関連する又は発展し得る案件に係る保護者との相談等については、保護者との信頼関係を築くことが、教職員と児童生徒との関係性にも大きく影響し得ることを踏まえ、一律に時間を短くしようとすることが「先生の幸せ」に単純に結びつくわけではないという認識を持ちつつ、個々の時間外在校等時間を含めたそれぞれの状況に応じてきめ細かに、学校全体として真摯に対応する。
- 市教育委員会は、以下の取組を実施する。
 - 市教育委員会として推進する「子ども一人一人が主役の授業づくり」等が、「学力を軽視している」「高校入試に対応していない」「遊ばせている」「個人ワークであり、友達を作れない子が孤立する」といった誤解につながる事の無いよう、市教育委員会と保護者等との意見交換等の機会を定期的に設ける。
 - 国の指針において、「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応」は学校以外が担うべきとされていることを踏まえ、もしも過剰・不当と認められる事案が発生した際には、法的措置の可否を含めて対応を検討する。

⑤調査・統計等への回答

- 市教育委員会は、調査・報告の負担や重複の有無等について、現状と課題を把握し、必要な対策を講じる。また、引き続き、自ら実施する調査を最小限に抑えるとともに、質問項目の曖昧さを最大限排除(※5)できるよう、内容を精査した上で発出する。また、実施に当たっては、個人情報等の関係で機微なもの等を除き、アンケートフォーム(電子媒体)を用いて実施する。加えて、外部からの学校宛の調査についても、市教育委員会において回答できるものについて学校の負担軽減を図る。

※5 回答対象者や期日等について紛れが無いようにすることはもとより、「〇〇な取組を実施していますか。〇〇に該当するか否かは各学校において判断してください」といった、調査の目的に即して設けるべき仕切りを設けずに、学校に判断を委ねる調査は行わない。

⑥児童生徒の休み時間等

- 引き続き、児童生徒の休み時間等において、職員としての休憩時間を確保できるよう、特に授業が連続する教員に関して十分に配慮する。
- 引き続き、校内のどこからでも、教員端末から必要な情報にアクセスできる環境を確保し、不要な移動時間等の縮減に努める。

⑦食に関する指導

- 引き続き、食に関する指導を行う場合は、栄養教諭・養護教諭が中心となり、専門性を活かして一層効果的・効率的に実施する。

⑧学習評価、成績処理

- 引き続き、業務負担軽減に資する人員の確保・活用及びICTツール等の導入・活用に努めるとともに、事務の継続的な見直しを図る。

⑨校内清掃

- 校内清掃を実施しない曜日を設けることも可能であること等を踏まえ、頻度・実施方法等について随時見直しを図る。

⑩校舎の開錠・施錠

- 引き続き、警備会社による夜間の防犯対策やオートロックシステム等を適切に運用するとともに、教職員個人の注意に過度に依存することのない管理体制を維持する。

⑪体育館や学校プール等の施設・設備の管理

- 令和8年度から、中規模以下の小学校の水泳の授業は市の新屋内プールにおいて行うこととし、令和9年度以降の運用について検討を進める。

⑫ICT機器・ネットワーク設備等の保守・管理

- 引き続き、学校への伴走支援やICTサポーターによる支援等を通じ、学校がICT関係のトラブル等に費やす時間を可能な限り短縮するとともに、教職員のICTを活用する力を一層高める。

⑬学校ホームページの作成・管理

- 学校への伴走支援やICTサポーターによる支援等を通じて、新たな県提供サイトによる学校ホームページを可能な限り円滑に運用する。

⑭会計管理

- 引き続き、会計事務(通帳管理等)の効率化に努めるとともに、個別の会計関係事務は事務職員が中心となって行う。

⑮地域・保護者等との連絡調整

- 引き続き、円滑な連絡調整の実施等による業務の効率化を図る。

⑯登下校時の通学路の安全確保

- 引き続き、「加賀市通学路交通安全プログラム」等に基づき、通学路の安全の確保に努める。
- 日常的な通学路の見守り活動・除雪等について、国の指針において「学校以外が担うべき業務」とされていることを踏まえ、市教育委員会は、地域の見守り活動・除雪等がそれぞれの通学路の実情に即した形で広がるよう、普及啓発に努める。

⑰放課後や休日に学校外で児童生徒の補導等があった場合の対応

- 国の指針において「学校以外が担うべき業務」とされていることを踏まえ、引き続き、生命に関わる場合等の緊急事態を除き、業務時間内での対応とする。ただし、生徒指導や保護者の悩み等への的確な対応に資するよう、学校は、業務時間内には速やかに校内の関係者や市教育委員会と情報を共有する。

⑱中学校の進路関係事務

- 引き続き、業務負担軽減に資する人員の確保・活用及びICTツール等の導入・活用に努めるとともに、県における高等学校関係事務の状況も踏まえて、事務の継続的な見直しを図る。

⑲中学校の部活動及び地域クラブ活動

- 引き続き、教職員・生徒双方のオーバーワークを予防するとともに、特定の教職員への関係業務の負担が集中しないよう配慮する。

- 引き続き、部活動の地域展開に際しては、地域クラブについて学校に不要な問合せ等が行くこと等が無いよう、事務の整理等についても十分に検討する。

⑩その他

- 4. で設定した指標が業務及び業務量管理の状況を正しく表すものとなり、市教育委員会及び学校が適切に対応策を検討することができるよう、引き続き、時間外在校等時間に算入する範囲・対象等について、関係者の共通理解の促進を図るとともに、過大・過少申告の予防を徹底する。

6. 学校組織の心理的安全性の確保等に関する取組方針

- 心理的安全性の向上、アンガーマネジメント、コーチング、ファシリテーション、ハラスメント防止、役職を問わないリーダーシップ、業務効率化など、組織マネジメント一般に関わる事項であって、「先生の幸せ」に大きく関わると考えられる観点について、組織的に改善を図るための研修その他の方策を、市教育委員会が中心となって検討する。
- なお、「心理的安全性」については多義的であるが、市教育委員会においては、以下の観点から検討を進めつつ、各学校においても個別の状況に応じた観点から検討する。
 - 教育目標に向けて自らの考えを持って取り組んだチャレンジであり、その結果を次の改善に活かす姿勢と仕組みが存在している限り、失敗は許容されるものである、という心理的安全性をいかに担保するか
 - 日々の業務全般において、自分の意見を積極的に発信できる、人格を攻撃されない、ハラスメントを受けないという心理的安全性をいかに担保するか
 - 独自性の高い業務を1人で担当することの負担感・孤独感をいかに軽減するか（例えば、特別支援学級が1学級である学校における当該学級担任事務や、教頭の事務など）
- 教員が多くの時間を共有する場である職員室について、「デザイン」の思考法も取り入れながら、動線や配置の効率化、快適な空間の整備等を企画・立案していくための取組を推進する。
- 教職員のハラスメントやメンタルヘルスの不調の発生については、対応を「学校任せ」等にすることなく、市教育委員会において随時必要な情報を集約・保存し、予防・再発防止策の検討に活用する（個人の特定につながるおそれ等を考慮し、件数等の公表は行わない）。